

物品賃貸借契約書（案）

1. 業 務 名 カラーデジタル複合機賃貸借
2. 業 務 場 所 別紙のとおり
3. 業 務 内 容 別紙のとおり
4. 履 行 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から
令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
5. 業 務 請 負 予 定 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
6. 契 約 保 証 金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県奥州市水沢東上野町 1 2 - 1 7
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長 印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

条 項

(物件の内容)

第 1 条 物件の機種及び設置場所は次に定めるところによる。

対 象 機 種	設 置 場 所
	岩手南部森林管理署 事務室

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第 2 条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

各会計年度における 代金の支払限度額	令和 7 年度 金	円
	令和 8 年度 金	円
	令和 9 年度 金	円
	令和 10 年度 金	円
	令和 11 年度 金	円

- 2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる

(善良なる管理者の注意義務)

第 3 条 甲は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

- 2 乙は、甲の故意又は重大な過失によって装置の機能に損傷を受けた場合は、甲に対してその損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

(返還費用の負担)

第 4 条 この契約が終了した際の物件の返還の費用は乙が負担する。

- 2 前項の規定により、乙が返還に係る費用を負担することとされている場合において、乙の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合、甲は物件を撤去し、その費用を乙に請求することができる。

(立ち入りの承諾及び秘密保持)

第 5 条 甲は、物件の調整及び管理等のため、必要とするときは、乙又は、乙の使用人を物件の設置場所に立ち入らせるものとする。

- 2 乙又は乙の使用人は、前項の立ち入りに際して知り得た業務上の秘密を、

他に漏らしてはならないものとする。この場合、乙又は乙の使用人の責任は、すべて乙に帰属する。

(設定及び操作方法等)

第6条 乙は、賃貸複合機の納品後、コピー、プリントアウト、スキャン等の初期設定を行い、コピー、プリントアウト、スキャンに要する知識及び操作方法を関係職員に周知することとする。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする